

# 「指定居宅介護支援事業」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。  
(千葉県指定 第 1277800098 号)

当事業所はご利用者に対して指定居宅介護支援サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明いたします。

※ 居宅介護支援サービスのご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護」と認定された方が対象となります。但し、認定手続き中の方で要介護認定をまだ受けていない方でもご利用は可能です。

社会福祉法人 善憐会  
在宅介護支援センター「伏姫の郷」

# 敬 天 愛 人 憲 章

私達は、次の5ヶ条を全ての方々との契約として、これを誓います。

第1条 私達は、自然を敬い、全ての人々の人権を尊重し、利用者の方々とは対等の関係を維持します。

第2条 私達は、利用者の方々へ、一日も早い社会復帰ができるようクオリティの高い福祉サービスを提供します。

第3条 私達は、利用者の方々へ、常に快適に過ごせるようアメニティ（温かさ・思いやり）を基本に施設のQOL（生活の質）の向上を目指します。

第4条 私達は、施設が地域社会における社会資源として、活用されるよう施設のオープン化を進めます。

第5条 私達は、施設の有している設備・処遇・介護技術等を地域社会に還元し、地域福祉を推進します。

## 経営理念

私達は、施設利用者の方々の基本的人権を尊重するとともに常に利用者の方々とその家族の方々の立場に立って、クオリティの高い福祉サービスを提供します。

また、積極的に施設のオープン化を推進し、経営者、職員が一体となって施設利用者を始め、地域の方々と共に心豊かな人生の共生、共有を目指し、地域福祉を推進します。

## 経営基本方針

- 1 施設利用者の立場に立ったクオリティの高い福祉サービスの提供に努めます。
- 2 役職員一体となって、全員参加型の経営を目指します。
- 3 経営の効率化、合理化を図り、常にクオリティの高い福祉サービスを利用者に提供するとともに経営の成果についても情報の公開に努めます。
- 4 地域の福祉ニーズに適確に対応するためのマーケティングを行うとともに常に新鮮な情報の提供に努めます。
- 5 地域福祉活動の拠点施設として役割を担い地域の方々との共生を目指すと共に関係機関、団体等との緊密な連携のもとに、地域福祉を推進します。

◇◆ 目次 ◆◇

1. 事業の目的と運営方針	1
2. 事業者の内容	1
3. 職員の配置状況	1
4. サービスの内容	1
5. 利用料金	2
6. 非常災害対策	2
7. 緊急時の対応	2
8. 事故発生時の対応	2
9. 守秘義務に関する対策	2
10. ご利用者の尊厳	2
11. 損害賠償について	2
12. サービス利用にあたっての留意事項について	3
13. 苦情の受付について	3

## 1. 事業の目的と運営方針

要介護状態にある方に対し、適正な居宅介護支援を提供することにより、要介護状態の維持、改善を目的とし、目標を設定して計画的にサービスを提供します。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

## 2. 事業者の内容

- (1) 事業所名称 在宅介護支援センター「伏姫の郷」  
(2) 指定番号 千葉県指定 1277800098号  
(3) 所在地 千葉県南房総市平久里下字宮崎1129-2  
(4) 管理者 地引 芳江  
(5) 電話番号 0470-58-2016  
(6) FAX番号 0470-58-2012  
(7) 事業実施地域 南房総市富山地域とし、その他の地域についても希望があれば相談のうえ実施します。  
(8) 営業時間帯 営業時間 8時30分～17時30分  
但し、上記以外も電話での受付を24時間行う。  
休業日 土曜日・日曜日・祝祭日  
12月29日～1月3日

## 3. 職員の配置状況

指定居宅介護支援事業を提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

職 種	業 務 内 容	常 勤	非 常 勤	合 計
管理者 主任介護支援専門員	居宅介護支援	1名		1
介護支援専門員	居宅介護支援	1名		1

## 4. サービスの内容

- (1) 居宅サービス計画の作成  
(2) 居宅サービス事業者との連絡・調整  
(3) サービス実施状況の評価  
(4) ご利用者の状態把握  
(5) 給付管理  
(6) 要介護認定申請に対する協力・援助  
(7) 相談業務

※サービス事業の選定又は推薦に当っては、ご利用者の希望を踏まえ公正中立に実施します。  
ケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介や当該事業所をケアプランに位置付けた理由をご利用者は求めることができます。

## 5. 利用料金

要介護認定を受けた方は、介護保険から全額給付されるため、自己負担はありません。

※ ご利用者の保険料滞納のため、法定代理受領ができなくなった場合、定められた金額をいただき、「サービス提供証明書」を発行いたします。後日、保険者に提出することで、全額払い戻しを受けられます。

## 6. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、職員の訓練を行います。

## 7. 緊急時の対応

サービス提供時にご利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

## 8. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、ご家族、市町村、関係医療機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際しとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 9. 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得たご利用者又はその家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を職員との雇用契約の内容としています。

## 10. ご利用者の尊厳

ご利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

## 11. 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任によりご利用者様に生じた損害については、事業所は速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

但し、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

## 12. サービス利用にあたっての留意事項について

ご利用者が入院された場合、入院された医療機関へ担当の介護支援専門員の氏名及び連絡先等を必ず伝えていただけるようお願いいたします。

## 13. 苦情の受付について

### (1) 当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

#### ○苦情受付窓口

担 当 者 介護支援専門員 地引 芳江  
責 任 者 センター長 小汐 聡史  
第三者委員 弁 護 士 平木 正雄、監事 小野寺 浩一

○電話番号（FAX）0470-58-2016（58-2012）

○受付時間 毎週月曜日～金曜日

8：30～17：30

また、苦情受付ボックスを窓口に設置しています。

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

南房総市三芳分庁舎 保健福祉部 高齢者支援課 介護保険係	所在地 南房総市谷向 116-2 電話番号・(FAX) 0470-36-1152 (36-1133) 受付時間 9:00～17:00
国民健康保険団体連合会	所在地 千葉市稲毛区天台 6-4-3 電話番号・(FAX) 043-254-7318 (254-7401) 受付時間 9:00～17:00
千葉県社会福祉協議会	所在地 千葉市中央区千葉港 4-3 電話番号・(FAX) 043-245-1101 (244-5201) 受付時間 9:00～17:00